

宮教施第172号  
令和3年3月31日

特定非営利活動法人  
障害者自立応援センターYAH!DOみやざき  
理事長 岩切 文代 殿

宮崎市長 戸敷 正  
(公印省略)

「学校施設バリアフリー化推進に関する要望書」回答について

日頃より、本市の教育施策等に対して貴重なご意見を賜り感謝申し上げます。今回いただきました各ご要望につきましては以下のとおり回答させていただきます。

1. 整備状況の情報公開について

文部科学省の調査によって公立の小中学校のバリアフリーの状況が調査されました。貴自治体の校舎及び屋内運動場のエレベーター、多目的トイレ、スロープの設置状況についてご回答ください。

(回答)

別紙1のとおりです。

2. 整備計画の策定について

学校のバリアフリー化について、昨年12月25日付けで文部科学省より「加速化通知」「推進通知」が出されておりますが、貴自治体の整備計画の策定予定についてご回答ください。整備計画の作成予定がない場合は、整備計画の策定を行ってください。

また、学校施設バリアフリー化推進指針には、整備計画を策定する際、「学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することが有効である。」とされています。整備計画の策定に際して障害当事者が参画できるようにしてください。

(回答)

本市のバリアフリー化の整備計画については、平成30年度に策定した「宮崎

市学校施設長寿命化計画」に既に盛り込んでおります。

しかしながら、「学校施設バリアフリー化推進指針」では学校施設のバリアフリー化に関する整備目標を設定し、個別施設計画等の中長期的な計画に今後適時に反映することも含めて合理的な整備計画を策定することが重要とされておりますので、長寿命化計画を見直す際には幅広く関係者の理解・合意が得られるように行っていきたいと考えております。

### 3. 整備計画の進捗確認と評価の第三者委員会設置について

バリアフリー法では2018年に当事者参画をより一層重視する改正を行い、評価会議を設置し、当事者による評価と改善を進めてきています。学校施設バリアフリー化についても、整備計画策定後、その進捗や整備内容について評価する第三者委員会を設置し、第三者委員会の構成委員には障害当事者を参画させてください。

(回答)

バリアフリー化を盛り込んだ「宮崎市学校施設長寿命化計画」は学校施設全体の整備計画となっており、第三者委員会は現在設置されていないところですが、障がい当事者が在籍する学校関係者と十分な協議をして整備を進めるとともに、施設整備の状況が多くの人に理解いただけるよう努めてまいります。

また、整備計画の進捗確認や第三者委員会の設置等についても、他市の事例等を調査していきたいと考えております。

### 4. 障害当事者参画のもと各学校バリアチェックと改善計画

障害当事者抜きにバリアフリー化が進められた際、障害当事者によって使いにくいものができてしまうことや、改善して欲しい場所が改善されないという事例が多々あります。前項の第三者委員会と同様に、各学校のバリアチェックと改善計画の策定を障害当事者参画のもとで行ってください。

(回答)

施設のバリアフリー化を進めるにあたっては、障がい当事者に使いやすいものになることや改善して欲しい場所が改善されることに注意して整備していく必要があると考えております。

そのためにも、障がい当事者が在籍する学校関係者と十分な協議をして整備を進めてまいります。

また、避難所として指定されている学校施設を整備する場合には、防災を担当する所管課とも協議し、利用者の意見を集約して整備を進めてまいりたいと考えております。

ご要望にあります各学校のバリアチェックと改善計画の策定については、他市の事例等も調査していきたいと考えております。

#### 5. 幼稚園の整備目標設定

小中学校だけでなく、幼稚園が避難所となるケースがあります。幼稚園についても整備目標の設定を行ってください。

(回答)

現在、市立の幼稚園につきましては、大字糸原にあります倉岡幼稚園と、清武にあります清武幼稚園の2園を運営しているところでございます。現時点では、2園ともに市の指定避難所等には指定されておりませんが、公共の施設であるため、災害時等に避難所として利用されるケースは想定されますことから、バリアフリー化に係る整備目標の設定につきましては、今後の運営のあり方や、施設の整備計画と併せて、その必要性を検討してまいりたいと考えております。

令和3年3月24日  
学校施設課作成

## 公立小中学校のバリアフリー化の状況

校舎

令和2年5月1日現在

	学校数	車椅子使用者用 トイレ		スロープ等による段差解消				エレベーター (1階建ての建物のみ保有する学 校を含む)			
				門から 建物の前まで		昇降口・玄関等から 教室等まで		E	E/A	うち 1階建て	
		A	B	B/A	C	C/A	D				D/A
宮 崎 市	全体	72	61	(84.7%)	0	(0.0%)	72	(100.0%)	10	(13.9%)	0
	うち 要配慮者 在籍※1	29	27	(93.1%)	0	(0.0%)	29	(100.0%)	5	(17.2%)	0
	うち 避難所※2	69	60	(87.0%)	0	(0.0%)	69	(100.0%)	10	(14.5%)	0

屋内運動場

令和2年5月1日現在

	学校数	車椅子使用者用 トイレ		スロープ等による段差解消				エレベーター (1階建ての建物のみ保有する学 校を含む)			
				門から 建物の前まで		昇降口・玄関等から アリーナ等まで		E	E/A	うち 1階建て	
		A	B	B/A	C	C/A	D				D/A
宮 崎 市	全体	72	37	(51.4%)	0	(0.0%)	69	(95.8%)	72	(100.0%)	72
	うち 要配慮者 在籍※1	29	12	(41.4%)	0	(0.0%)	29	(100.0%)	29	(100.0%)	29
	うち 避難所※2	69	37	(53.6%)	0	(0.0%)	66	(95.7%)	69	(100.0%)	69

※1 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍する学校。

※2 避難所に指定されている学校。

災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく避難所を含む。